○○○○年○○月○○日

取締役各位

○○○○株式会社　監査役会

取締役の職務執行状況確認書提出及び面談＊1のお願い【サンプル】

当社第○○期の決算を迎えるに当たり、監査役会監査報告書の法定記載事項である各取締役の職務の執行状況を確認するため、添付確認書の作成をお願い致します。ご多用中とは存じますが○○○○月○○日（○）までに記入の上、常勤監査役 ○○にご提出下さいますようお願い致します。

記入用紙等につきましては、電子ファイルを別途メールでお送り致しますが、この配布用紙に直接記入していただいても構いません。

また面談スケジュールに関しましては秘書を通じて調整させて頂いておりますので予めご了解下さい。＊1

なお、ご参考までに「会社法および会社法施行規則等の関係条文」および「通例的でない取引の事例および留意点」を添付いたしましたのでご一読下さい。

以上

＊１：面談を実施する場合に記載する。

**「取締役の職務執行状況確認書」**

■対象期間：　第○○期（○○○○年○○月○○日～○○○○年○○月○○日）

■記入方法：各項目の該当する□欄にチェック（✔）マークをお付けください。

■根拠法令の内容については、添付【参考資料：根拠法令条文】を参照ください。

■「10. 親会社、子会社、関係会社及び株主との通例的でない取引についての確認」については、添付【通例的でない取引の例】を併せて参照ください。

**1．取締役の善管注意義務についての確認**

**（会社法330条、民法644条）**

　□私は取締役としての善管注意義務を履行した。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**2．取締役の忠実義務についての確認**

**（会社法355条）**

　□私は取締役として法令、定款、株主総会決議を遵守し、会社のために

忠実義務を履行した。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**3．取締役の任務懈怠についての確認**

**（会社法423条1項）**

　□私は取締役として任務を怠ったことにより、会社に損害を生じさせた事は

　　ない。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**4．取締役の監査役への報告義務についての確認**

**（会社法357条）**

　□私は取締役の職務の執行において、監査役への報告義務に該当するような

事実は発見できなかった。

　□私は会社に著しき損害を及ぼす恐れのある事実を発見したので直ちに監査

役へ報告すべき義務を履行した

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**5．取締役会の決定及び取締役の職務執行の監督についての確認**

**（会社法362条2項1号・2号）**

□私は取締役として取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督について、適正に職務を遂行した。

□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**6．内部統制システムの構築・運用責任についての確認**

**（会社法362条4項6号）**

□私は取締役として会社及び子会社からなる企業集団の内部統制を法令等に基づき構築・運用する責任を有することを承知している。

□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**7．取締役の競業避止義務についての確認**

**（会社法356条1項1号、365条、423条2項）**

　□私は会社の業務と競合するような取引を自己または第三者のために行わな

かった。

　□私は会社の業務と競合するような取引を自己または第三者のために法定の

手続を経て行った。

　　（競合会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　（競合業務：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**8．取締役と会社間の取引、利益相反取引についての確認**

**（会社法356条1項2号・3号、365条、423条3項）**

　□私は会社との間の取引、また会社と利益が相反する取引を自己または第三

者のために行わなかった。

　□私は会社との間の取引、また会社と利益が相反する取引を自己または第三

者のために法定の手続を経て行った。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**9．無償の利益供与についての確認**

**（会社法120条）**

　□私は株主の権利の行使に関して、無償の利益供与を行わなかった。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**10．親会社、子会社、関係会社及び株主との通例的でない取引についての確認**

**（会社計算規則112条）**

　□私は、親会社、子会社、関係会社または株主との通例的でない取引を行わなかった。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**11.対象期間中の他社代表取締役および取締役への就任状況を申告して下さ　　い。対象期間は**○○○○**年**○○**月**○○**日～**○○○○**年**○○**月**○○**日となります。対象期間中に退任したものについても記載ください。**

**（当社が出資している企業を含め、すべての企業が対象となります）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社名 | 役職 | 任期 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

**12.対象期間中の外部団体役員・委員への就任状況を申告してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名 | 役職 | 任期 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

**13. 上記11・12で申告した職務の過程で、会社と利害関係のある取引に関与されましたか。**

　□会社との取引には関与していない。

　□私は会社との間の取引について法定の手続を経て行った。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**14．インサイダー取引についての確認**

**（金融商品取引法166条）**

　□私はインサイダー取引に該当する自社及び取引先等の株式の取得又は処分を行わなかった。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**15．不正の行為についての確認**

**（会社法429条、960条、967条）**

　□私は取締役の職務の遂行に関して不正の行為をしなかった。

　□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**16．取締役の欠格事由不在の確認**

**（会社法331条1項）**

　□私は以下のいずれにも該当しない。

　　　①会社法及びその他の規定された法律の罪を犯し、刑に処せられ、その

執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

　　　②前号以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行

を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執

行猶予中の者を除く）

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**17．委任の終了事由不在の確認**

**（民法第653条3項、会社法第331条の2 1項）**

　□私は取締役在職中に後見開始の審判を受けたことはない。

　□私は取締役在職中に後見開始の審判を受けたが、後見人の同意（後見監督人がある場合は、被後見人及び後見監督人の同意）後、株主総会で取締役を再任された。

 □その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**18．反社会的勢力との関係についての確認**

□私は反社会的勢力との交際は一切ない。

□確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（参考）「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体。

②前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員。

③「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人。

④前各号の一の他、暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人。

⑤前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人。

**以上すべて相違ありません。**

　　　　　　　　○○○○年○○月○日

署名　　　　　　　　　　　　　　㊞

**【参考資料：根拠法令条文】**

※条文の主要部分を抜粋し掲載しているものがあります。

**会社法第３３０条「株式会社と役員等の関係」**

株式会社と役員及び監査役との関係は、委任に関する規定に従う。

**民法第６４４条「受任者の注意義務」**

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

**会社法第３５５条「忠実義務」**

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

**会社法第４２３条１項「役員等の株式会社に対する損害賠償責任」**

取締役は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

**会社法第３５７条「取締役の報告義務」**

取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならない。

**会社法第３６２条２項１号・２号「取締役会の権限等」**

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

一　取締役会設置会社の業務執行の決定

二　取締役の職務の執行の監督

**会社法第３６２条４項６号「内部統制システムの構築・運用義務」**

4 (六) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適切性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。

**会社法第３５６条「競業及び利益相反取引の制限」**

１ 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。

三 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

**会社法第３６５条「競業及び取締役会設置会社との取引等の制限」**

２ 取締役会設置会社においては、第３５６条第１項各号の取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

**会社法第４２３条2項「役員等の株式会社に対する損害賠償責任」**

取締役は、第356条第1項の規定に違反して第356条第1項第1号の取引をしたときは、当該取引によって取締役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

**会社法第４２３条3項「役員等の株式会社に対する損害賠償責任」**

第356条第1項第2号又は第3号の取引によって株式会社に損害が生じたときは、取締役は、その任務を怠ったものと推定する。

**会社法第１２０条「株主の権利の行使に関する利益の供与」**

１ 株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ）をしてはならない。

２ 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。　株式会社が特定の株主に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該株式会社又はその子会社の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときも、同様とする。

４ 株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役は、当該株式会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。

**会社計算規則第112条**

①関連当事者との取引に関する注記は株式会社と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。

* 1. 当該関連当事者の名称（氏名）および
	2. 保有する株式の議決権割合
	3. 当該株式会社と当該関連当事者との関係
	4. 取引の内容
	5. 取引の種類別の取引金額
	6. 取引条件および取引条件の決定方針
	7. 取引により発生した債権債務の期末残高
	8. 取引条件の変更があったときは内容と計算書類に与えた影響

②関連当事者とは次に掲げる者をいう。

(1)当該株式会社の親会社

(2)当該株式会社の子会社

(3)当該株式会社の親会社の子会社

(4)当該株式会社のその他の関係会社並びにその他の関係会社の親会社及び子会社

(5)当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

(6)当該株式会社の主要株主（議決権総数の百分の十以上の議決権を保有）及びその近親者

(7)当該株式会社の役員及びその近親者

(8)当該株式会社の親会社の役員及びその近親者

**金融商品取引法第１６６条「会社関係者の禁止行為」**

１ 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であって、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引（以下この条において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知った会社関係者であって、当該各号に掲げる会社関係者でなくなった後一年以内のものについても、同様とする。

**会社法第４２９条「役員等の第三者に対する損害賠償責任」**

取締役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該取締役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

２　取締役が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一　次に掲げる行為

イ　株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ　計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ　虚偽の登記

ニ　虚偽の公告

**会社法第９６０条「取締役等の特別背任罪」**

取締役が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**会社法第９６７条「取締役等の贈収賄罪」**

取締役が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

**会社法第３３１条「取締役の資格等」**

次に掲げる者は、取締役となることができない。

一　法人

二　削除

三　この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

**民法第６５３条「委任の終了事由」**

委任は、次に掲げる事由によって終了する。

一 　委任者又は受任者の死亡

二 　委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。

三 　受任者が後見開始の審判を受けたこと。

**会社法第３３１条の２「取締役の資格等」**

１　成年被後見人が取締役に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

２　被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

３　第一項の規定は、保佐人が民法第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

４　成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

**【通例的でない取引の例】**

通例的でない取引とは、通常の取引に比べ取引条件等が大幅に異なる取引

あるいは特別な取引であり、具体的事例及び留意点は次のとおり。

| 【事　　例】 | 【留　意　点】 |
| --- | --- |
| **Ⅰ通常の商取引**（商品等の販売・購入、工事等役務の提供・受入）1.異常な取引価格2.特異なリベートおよび値引3.異常な数量の販売・購入4.預り売上・仕入5.異常な返品6.納期の恣意的な変更7.標準決済条件を外れた決済（恣意的な変更を含む）**Ⅱ融資および債務保証の取引**1.異常な融資 イ．異常な目的のための融資 ロ．担保能力を超えた融資（無担保を含む） ハ．異常な利率の融資（無利息を含む） | 親会社の利益調整のために子会社に著しい影響を与えないか子会社の欠損対策のために親会社に著しい負担をかけないかリベートおよび値引の理由は相当か親会社または子会社の利益調整のためになされたものでないか（特に押込販売など）（期末のみでなく期中にも行われることがある）架空取引のおそれはないか費用収益対応の原則に反し、利益操作が行われていないか会社の会計方針に反していないか押込販売の修復措置でないか現物を伴わない伝票操作による架空取引でないか利益操作（費用の計上の操作も含む）を目的とするものでないか決済条件の決定理由は相当か利益操作のための異常な取引が原因でないか融資の目的と理由は相当か子会社の事業規模を著しく超えたものでないか資金使途が子会社の営業目的の範囲外または違法なものでないか融資条件は相当か |
| ニ．返済期限の定めのない融資2.異常な債務保証（担保の提供を含む）イ．担保能力を超えた保証ロ．保証料の減免**Ⅲ不動産等の取引**1.異常な条件による売買（無償譲渡を含む）2.異常な条件による貸借**Ⅳその他の取引**1．主として子会社の救済を目的とするものイ.不動産の現物出資ロ.無償の技術供与ハ.親会社債権の放棄（回収の猶予を含む）ニ.再生のための債務超過子会社の解散・整理ホ.出向社員の給与その他親会社による子会社の費用の負担2．子会社に負担を強いるおそれのあるものイ.子会社への債権・債務の肩代わりの要請（子会社に対する債務の履行の保留を含む）ロ.親会社費用（寄付金、交際費等）の負担の要請ハ.余剰人員の押しつけニ.人員派遣（応援）の要請ホ.取引先株式等の子会社への売却（保有の要請を含む）へ.親会社にかわって特殊な取引の子会社への要請1．その他イ.営業の譲渡または譲受けロ.業務の委託または受託ハ.兼務役員の報酬の負担ニ.相互間の現先取引あるいは有価証券の貸借ホ.名義の貸し借りによる取引へ.トンネル取引 | 貸倒処理すべきものを貸付に振り替えていないか債務保証の目的と理由は相当か売買の目的と理由は相当か取引条件は相当か押付けまたは買戻条件付売買（リースバックを含む）などで評価益を計上するためのものでないか子会社に著しい負担をかけないか貸借の目的と理由は相当か子会社に著しい負担はかけないか現物出資の目的と理由は相当か供与の目的と理由は相当か債権放棄の目的と理由は相当か解散・整理目的の目的と理由は相当か負担の理由は相当か肩代り等の理由は相当か子会社に著しい負担をかけないか負担の理由は相当か株主の権利行使に関する利益供与でないか子会社に著しい負担をかけないか子会社に著しい負担をかけないか子会社に著しい負担をかけないか子会社に著しい負担をかけないか親会社の評価益を計上するためのものでないか営業目的範囲外の取引に当たらないか子会社に投機的取引を強いるものでないか子会社に著しい負担をかけないか株主総会の特別決議を必要としないか子会社に著しい負担をかけないか委託または受託の目的と理由は相当か子会社に著しい負担をかけないか負担の理由と程度は相当か子会社に著しい負担をかけないか取引の目的と理由は相当か子会社に著しい負担をかけないか親会社が違法行為をまぬがれるためのものでないか利益操作のためのものでないか不正につながるものでないか |

(出典：監査役ハンドブック　商事法務研究会編)